六　学校教育法による短期大学、高等専門学校又は専修学校（同法第百二十五条の二第一項に規定する特定専門課程に限る。）において検定職種に関する学科を修めて卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）で、その後当該検定職種に関し五年以上の実務の経験を有するもの

七～九　（略）

3　（略）

（二級の技能検定の受検資格）

第六十四条の三　（略）

2　（略）

3　法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、二級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一～二　（略）

三　学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、中等教育学校の後期課程、専修学校（同法第百二十五条の二第一項に規定する特定専門課程、学校教育法施行規則第百五十条第三号若しくは第百五十五条第一項第五号に規定する文部科学大臣が指定するもの又は厚生労働大臣が指定するものに限る。）又は各種学校（厚生労働大臣が指定するものに限る。）において検定職種に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）

四　（略）

（単一等級の技能検定の受検資格）

第六十四条の六　（略）

2　（略）

3　法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、単一等級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一～二　（略）

三　学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（同法第百二十五条の二第一項に規定する特定専門課程、学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号に規定する文部科学大臣が指定するもの又は授業時数が三千二百時間以上のもののうち厚生労働大臣が指定するものに限る。）又は各種学校（授業時数が三千二百時間以上のもののうち厚生労働大臣が指定するものに限る。）において検定職種に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）

四　（略）

（社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部改正）

第三条　社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（社会福祉士の養成施設の指定基準） **第三条**　法第七条第二号に規定する養成施設（別表第一及び別表第三において「社会福祉士短期養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　昼間課程及び夜間課程に係る基準 イ～ハ　（略）	（社会福祉士の養成施設の指定基準） **第三条**　法第七条第二号に規定する養成施設（別表第一及び別表第三において「社会福祉士短期養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　昼間課程及び夜間課程に係る基準 イ～ハ　（略）